

第79回（平成30年11月14日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第79回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、厚生労働省（公的年金業務等に関する事務）の全項目評価書について、事務局から説明をお願いします。

○福西企画官 11月1日に、厚生労働省及び日本年金機構から「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」に関する概要説明を受けて、本日、評価書の審査を行っていただくものです。

情報連携との関係ですが、先日の概要説明で厚生労働省から説明があったとおり、今回の評価書の承認が直ちに情報連携の抑止解除につながるものではなく、別途、厚生労働省において抑止解除に係る課題の対処が必要となっています。今回、年金生活者支援給付金に係る新設事務において、情報連携を行う事務が含まれていますが、あくまでも抑止解除がなされた場合に行われる事務として今回審査いただくものです。

○事務局 評価書の指針への適合性・妥当性について、精査結果の主な内容を説明いたします。

その上で、評価書を審査いただき、承認の可否をお伺いいたします。

資料1に基づいて審査表の説明をいたします。

表紙をめくると目次がありますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」又は「該当なし」としています。

特に、2ページ目の「主な考慮事項（細目）」の71番では「監査体制の強化」について、7ページ目の「主な考慮事項（細目）」の46番では「委託先の監督」について、10ページ目の「主な考慮事項（細目）」の65番では「重大事故への対応」について、それぞれ評価書に具体的に記載されていることを確認しています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページをご覧ください。

まず、「主な考慮事項（細目）」の74番では、機構本部と事務センターとの間で利用する年金個人情報等専用共有フォルダに関して、権限のない職員によって不正にアクセスされないように講じている措置について、具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、年金個人情報等専用共有フォルダをインターネット環境から切り離れた基幹システムの領域に設置すること、当該フォルダ内への特定個人情報の保存については、機構本部においてアクセス制御したフォルダを作

成し、必要最小限の職員のみがアクセスできる環境とすること、保存されたデータについて、印刷・削除等の操作記録を管理簿に記録し、拠点の管理者が点検を行うこと等が具体的に記載されているとしています。

次に、「主な考慮事項（細目）」の75番では、委託先が未承諾の再委託を行わないように事前防止として講じる措置、また、委託期間中において、委託先による適切な業務遂行を確保するための監督方法等について、具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、外部委託業務に関して、履行開始前検査等を適切に行うための具体的なルールが定められていること、新たに制定した標準契約書において、委託先に履行能力がないと判断した場合には、契約解除ができることを規定していること等が具体的に記載されている、としています。

最後に「主な考慮事項（細目）」の76番では、日本年金機構が外部委託業務の管理を適切に行うための組織的な体制や取組について記載されているか、また、日本年金機構の組織的な体制や取組に対して、厚生労働省が行う監督・指導について記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、日本年金機構において、年金個人情報を取扱う外部委託業務に関し、調達企画部が横断的機能を持って管理を徹底していくこと、また、厚生労働省において、日本年金機構の調達企画部が行う外部委託業務に係る事業全体の総合調整や横断的管理について、実施状況を確認し、徹底されるよう監督を行うこと等が記載されているとしています。

続きまして、12ページ上段の【総評】をご覧ください。

これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」又は「該当なし」となりましたので、総評として次の4点を記載しています。

(1)として、事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。(3)として、年金個人情報等専用共有フォルダに係るリスク対策について、具体的に記載されており、特段の問題は認められないとしています。(4)として、特定個人情報の取扱いの委託に係るリスク対策については、個人情報保護委員会から改善を求めた事項について、改善措置を踏まえた安全管理措置として追加すべきリスク対策が漏れなく記載されており、特段の問題は認められないとしています。

続きまして、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】をご覧ください。

審査記載事項の案として、4点記載しています。

1点目として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。3点目として、職員への教育・研修を実務に即して実施するとともに、実効性のある自己点検・監査の実施が重要である。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載され

ているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。特に、特定個人情報の取扱いの委託に関する調達・外部委託管理ルールへの運用に当たっては、機構調達企画部が横断的機能を持って管理を徹底することはもとより、日本年金機構の理事長及び役員が組織全体の統制をとることが重要であり、厚生労働省においても責任体制を明確にし、現場に即して的確に監督・指導を行うことが必要であると記載しています。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御報告ありがとうございました。

一点申し上げます。今回のリスク対策の実施等に関する厚生労働省、日本年金機構への要請についてということで、当委員会から既に改善を求めた事項について、安全管理措置として評価書に漏れなく記載されていることは理解いたしました。

あとは、この外部委託に係るリスク対策を含め、厚生労働省、日本年金機構ともに評価書に記載された全ての安全管理措置を確実に実行していただくこと、特に、機構本部においては、現場の実態を把握し、業務の改善を図っていくことが重要と認識しております。

是非、この点に関して、厚生労働省並びに日本年金機構に対して、きちんとお伝えいただきたいと考えます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ただいま、丹野委員から御指摘がありましたが、安全管理措置として評価書に記載されているリスク対策が確実に実行されることが重要であり、日本年金機構と厚生労働省に対して、リスク対策について不断の見直し及び体制整備を行うことで、実効性を確保すること、厚生労働省に対しては、日本年金機構の取組に対して、的確に監督・指導を行うことを伝えていただきたいと思います。

ほかに御意見がありませんので、この評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」を承認することとします。

事務局では、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き手続きを進めてください。

○福西企画官 厚生労働省に対し、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

次に、議題2、第40回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出張報告について、石井企画官から説明をお願いします。

○石井企画官 第40回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議の出張報告をさせていただきます。

平成30年10月22日(月)から同26日(金)まで、ベルギーのブリュッセル及びブルガリアのソフィアにおきまして開催されました第40回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に、委員長以下複数名で参加をしてまいりました。

データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議は、データ保護機関のみが参加するクローズドセッション、データ保護機関以外の有識者や民間企業等の関係者も参加するオープンセッションの2つに分かれますけれども、クローズドセッションにおきましては、本会議の将来の在り方等についての議論が行われるとともに、A I時代に対応するための常設WGの設置等について、宣言・決議が採択されてございます。

このA I時代に対応するための常設WGの設置等についての宣言につきましては、資料2-2として日本語仮訳を用意してございます。

また、オープンセッションには1,000人以上の参加があったと聞き及んでおりますけれども、こちらには欧州委員会のヨウロバー委員の講演がございまして、日EU間の相互認証について、データが自由かつ安全に流通する世界最大のエリアを創出するものであるとの言及がございました。

そのほかには、企業等からデータ保護に係る取組について紹介があったところです。

加えまして、当委員会は、この会議のサイドイベントといたしまして、フランスのデータ保護機関の委員長、英国のデータ保護機関の副コミッショナー、その他国際的な専門家の参加を得まして、「Data protection in the era of connected world (世界がつながった時代におけるデータ保護)」をテーマとしたワークショップを開催いたしました。

また、欧州データ保護監察機関及び欧州データ保護会議主催のサイドイベントに委員長が登壇いたしまして、当委員会の国際的な取組等についてのプレゼンテーションを行われております。

次回第41回は2019年10月にアルバニアのティラナで、その次の第42回はメキシコでそれぞれ行われる予定となっております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 説明ありがとうございました。

今回のこの国際会議で、A I時代に対応するための常設WGの設置が決定されたということですが、A I時代の到来につきましては広く日本でも報道されております。また、民間部門におきましては、既にA Iを活用した業務改革というものに着手していく

というような企業も多々出てきている、そういうフェーズでございますので、極めて世間からの関心が高い内容です。

一方で、このA Iの基になっているデータは大量の個人データが含まれておりますので、当委員会がこのような国際的な議論の場に参加していくことは極めて重要なことだと思いますし、今後も積極的な参加を期待したいと考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 説明ありがとうございます。

私も今回はサイドイベントに出させていただいた関係から、一言申し上げたいと思います。

当委員会主催のワークショップにおいては、欧米、アジアといった幅広い地域における取組についての情報を共有することができました。

今回のワークショップは、欧米の専門家の方々にもご登壇いただき、日本のプレゼンスを高めることもできたということで、非常によい結果になったと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

当委員会は昨年、正式メンバーとして承認されまして、今年が2年目になります。

今後も委員会事務局が一丸となって取り組んでいくことによりまして、日本のプレゼンスを高めるとともに、取組を通じて得られました成果の国内への還元に努めてまいりたいと思います。

報告ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

次回の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、12月4日火曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。